### いま証券が熱い

証券取引等監視委員会(SESC) の役割

水

城

武

彦

うことに向けていろいろ努力を重ねているところでご なっております。 証券業界といたしましても、 そうい ら直接金融へ」という流れが定着していく中で、 の信頼性、透明性というのが非常に重要なテーマと という題でお話をしていただくことにいたしました。 委員会の水城武彦委員においでをいただきまして、 を始めたいと思います。 高橋理事長 |いま証券が熱い―証券取引等監視委員会の役割―| ただいまから、「資本市場を考える会」、 四月の例会 御承知のように、「貯蓄から投資へ」、「間接金融か 御案内いたしましたように、今日は証券取引等監視 大変お待たせをいたしました。 市場

ざいます。そういう中で、コクド、カネボウ、ライブ

うこともございます。 それやこれやの事情の中で、 本

す証券取引等監視委員会の役割に、まさに今日のタイ が起きてきており、証券市場の番人と言われておりま ドア等々市場の信頼を揺るがすようないろいろな事件 いるということではないかと思います。 トルではありませんけれども、大変熱い目が注がれて

また一方、 御承知のように、 いわゆる投資サービス

役割も大きくなっていくということで注目もされてい ういう中で、証券取引等監視委員会あるいは行政当局 法、 金融商品取引法が国会で議論されております。 そ 会のあり方というものがいろいろ議論されているとい るところだと思います。国会でも証券取引等監視委員 のあり方というものは非常に大きく変わっていくし、

ばと思います。

かと思っております。てお話しいただくのは大変タイムリーなことではない日は水城委員に、証券取引等監視委員会の役割につい

ますけれども、長年にわたりましてNHKの経済記いますけれども、長年にわたりましてNHKの経済記いますけれども、その後はNHKの解説委員として経済を御担当されておりまして、私ども長いこといろい済を御担当されておりまして、私ども長いこといろい済を御担当されておりまして、私ども長いこといろい済を御担当されておりまして、私ども長いこといろい済を御担当されておりまして、私ども長いことに関しまして、また、その後はNHKの経済記されば委員は、御存知の方も多くいらっしゃるかと思水城委員は、御存知の方も多くいらっしゃるかと思

活躍でございます。

活躍でございます。

昭和三八年にNHKに入社されまして、経済担当記者として御活躍の後、昭和六○年にNT、経済担当記者として御活躍の後、昭和六○年にNIKの解説委員の御略歴につきましては、お手元の資料に

それでは水城委員、よろしくお願いいたします。

### はじめに

皆様こんにちは。

私は、以前NHK解説委員としてブラウン管を

力をいただいておりまして、改めて御礼を申し上年の七月に、この証券取引等監視委員に就任をいたしました。そういう立場で今日はお招きをいただきまして、私どもの活動状況についてお話をする機会をいただき、そしてまた大変お忙しい中、こんなに大勢お越しいただきまして、まことにあいたとうございます。また、常日ごろ私どもの業務に関しまして、皆様方から格別の御理解、御協務に関しまして、皆様方から格別の御理解、御協務に関しまして、皆様方から格別の御理解、御協りがとうございます。また、常日ごろ私どもの業別がとうございます。

の高橋委員長がお招きをいただいておりますけれ実はこの例会には、ちょうど三年前に、私ども

げます。

す。

としているか。我々の使命、課題も含めてお話し けまして、我々がどういう考えでこれから臨もう 間からも大変注目を浴びているわけでございま するということでございます。 いりましたし、また、大幅に権限が拡大され、世 つありまして、一つは、そうした新しい情勢を受 そうした中で、今日の私のお話のポイントは二

5 申し上げますが、地方の財務局、地方組織も含め ますと、事務局スタッフは五五二名でございまし の中では異色の存在なのです。というのは、 皆様方のお手元にブルーのパンフレットがあ みんな専門家ぞろいでございます。それか 後で

それからもう一つですが、私はこの監視委員会

ると思うんですが、そのパンフレットの一番最後

判断をされてください」と言われ、そういう

この三名がおります。ですから、事務局の五五二 人に我々三人を足しますと、五五五人。五五五、 のページをめくりますと、ここに委員長、委員、

ブドア事件に至るまで次々と大事件を処理してま ども、その後皆様方御承知のように、直近のライ

増えるのでございますが、今のところはそういう 度はまた予算で定員が増えますので、五五五より 大変覚えやすい数字でございます。これは、今年

数字でございます。 公認会計士で、お二人ともその分野での大変なプ 三人の内、高橋委員長は検察出身、野田委員は

3

兜クラブを担当したこともなくマクロ経済とか財 いわけです。 政や税制が専門で特別、証券に詳しいわけではな

か、広い見地で、庶民の代表のつもりで、発言 な専門家ですから、一人くらい国民的立場という 口でございます。私はジャーナリスト出身ですが 就任の要請がありましたときに、「周りはみん

46巻 第 すので、その点がもう一つのポイントということ に入って、証券取引、証券市場について、どんな ことを感じ、どんなふうに目に映っているかとい ことを感じ、どんなふうに目に映っているかとい ことであば、どんなふうに目に映っているかとい ことであば、どんなふうに目に映っているかとい

# (SESC)」なのか?一、なぜ「証券取引等監視委員会

ますが、広報活動も、皆さんの御支援をいただくに、私の略歴は別として、レジュメと資料がござに、私の略歴は別として、レジュメと資料がござでは、本論に入る前にこのパンフレットのほか

後、東証のシステム障害であるとか、証券市場の

い」という意味は、誤発注もそうですが、その言葉の遊びみたいな記事ですが、タイトルの「熱た。 熱いどころか、大変お寒い状況だ」、これは

によりでは 国各地で講演行脚もやっております。大学にも講 義に行きます。 き、あっ、これはいいなということで、以来ずっ き、あっ、これはいいなということで、以来ずっ とこのタイトルでやっております。大学にも講 国名地で講演行脚もやっております。大学にも講 国名地で講演行脚もやっております。大学にも講

熱い』とやった翌日に、実にお寒いことが起こっ

います。

とも含めて「熱い」と申し上げているわけでござ

欠陥が火を吹いている面もあります。そういうこ

それはそれとして、レジュメに沿ってお話を進

です。 監視委員会(SESC)』なのか?」ということ めたいと思いますが初めに、「なぜ『証券取引等

(1) 我々がなぜ存在するんだ。 何のために活動して 証券スキャンダルと監視委員会の発足

すと、私は、当初思われていた目的みたいなもの が大きく変質していると思います。監視委員会は いるかということでございますが、一言で申しま 一九九一年 (平成三年)、一連の証券スキャンダ

四年度目に入っているわけでございます。 ルを受けて平成四年七月発足いたしまして、今一 その当時言われたのは、大蔵省証券局が、いわ

> ば行政、監督・コーチ、それから審判も全部やっ ている。 それはおかしいんじゃ ないかということ

をモデルにはしておりますが、あちらは行政 も日本版SECとも言われ、アメリカのSEC で、それを分離したということであります。

頼を回復しようということで、とにかく出発当 力な監視体制をつくろう、それによって市場の信 監視も一体です。日本は監視部門を分離させ、 強

帳」、長谷川平蔵ではありませんが、十手捕り 縄的な期待もかなり強かったんじゃないかと思

初は、もう不正は許すまじ。いわば「鬼平犯科

5

います。

と協力して十手捕り縄はやらなきゃいけない。こ それは、我々もきちっと監視する以上は、 地検

れはもうゆるがせにできませんが、決してそのた

(2)

日本経済の歴史的転換期

第46巻第5号 んぎんさんに、「そんなに稼いでどうするの」と なって、稼いでいらっしゃった。ある人がきんさ 気なころ、テレビコマーシャルにあちこちお出に ましたけど、双子の「きんさんぎんさん」がお元 経済は大きく変わり、歴史的転換期に立たされて 言ったら、「老後が心配だ」 とおっしゃったとい でございますが、レジュメにありますように、個 いて、いろいろな改革をしなければいけないわけ ということが言われている。 人の金融資産につきましては、「貯蓄から投資へ」 余談でございますけれども、もう故人になられ ございます。 に、「貯蓄から投資へ」、こういう大きな課題が に、安心して運用していただく。そういうため 思います。そういう個人資産をできるだけ有利 ところが、今の一般的な庶民の気持ちだろうと も証券はよくわからない。どうしようかという また、産業にとりましても、発展途上国からの

めにやっているわけではありません。その後日本

はそういうわけにもいかない。といって、どう

う(笑)、これは有名な話ですが、当時九○歳代 おけばまあまあその利息が入ってきましたが、今 金利ですね。昔は、銀行、郵便局に定期に預けて ですから、庶民の老後は大変です。特に今どき低 のきんさんぎんさんでも、とにかくそういうこと います。 くなったため、ますます証券が重要になってく ら直接金融へ」、これも一つの国策としてあるわ 態はというと、実にこれはお寒い状態になって る。しかし、そこまでは誰も否定しないが、実 ペイオフということで、銀行といえども安全でな いかなきゃいけないということで、「間接金融か 追い上げの中で、新しい企業を育てて活性化して けで、日本はこの方向で行くしかない。しかも、

6

これは最近気がついて、私もちょっとびっくり (アンケート調査結果)

(3)

証券会社と銀行に対する顧客の満足度

したのでございますが、金融庁が金融機関の利用

も、結論だけ申しますと、「満足」という回答は、 七日にホームページに載せたそうでございます。 銀行も証券会社もともに大体二四%前後くらい。 後でご覧になればよろしいかと思うんですけれど 者に満足度アンケート調査というのをやり、四月

というと、「不満だ」 というのは一八%しかいな く多いんです。また、証券会社等、これはどうか 扱い金融機関、要するに銀行は四五・五%、すご それでは、「不満だ」という答えは、 預金取り

課題です。

四分の一弱の人が満足している。

い」が大問題で、銀行の方は、わずか一・五%。 もう一つの選択肢、「利用しないのでわからな

ところが、証券会社になると、三二%もある。

は、初めから相手にされないからです。どうも敷 用されているのに対し証券会社の不満が少ないの い。つまり、銀行は不満が多いくらい世の中に利

だから、私に言わせるとこっちの方がたちが悪

者は肝に銘じて、これからどういうふうに預金 ございますから、ここら辺のところは証券関係 居が高くて、利用しないので、満足なのか満足 者、投資家に対応していったらいいか。大きな してないのか、それ以前の問題だということで

7

証券の「魅力」と「公正」が車の両輪

(4) うもプロとアマで違うんじゃないか。私たちが そうした証券市場を、 庶民から見ますと、「ど

とんでもない間違いだ。

等はいいのかと思いがちでございますが、これが い。えっ、それでは銀行の方が悪くて、証券会社 第46巻第5号 けです。 参加できるんですよという環境をつくる、基盤を のは公平なマーケットで、素人の方でも安心して

つくる、そして証券市場を育てていくしかないわ

そういう意味では、検査に行ったり、いろいろ厳 だ。そういう志でやっているわけでございます。 も、そのためにやっているんじゃなくて、まさに るかといいますと、十手捕り縄もありますけれど 投資、直接金融、庶民が安心して参加できる健全 しいこともやりますけれども、皆様方と決して相 な証券市場を育成する。そのためにやっているん 何のために監視委員会で私どもが汗をかいてい

対峙するものではなく、共通の目標でやっている

ういう志を持ってやりましょうと私は語りかけ

ということをぜひ御理解いただきたいと思いま

す<sub>。</sub>

何か違反を見つけるということが目的ではなく、 点から、検査・調査をやっているんだけれども、 証券会社に適正な活動をしていただくという面か た際にも「我々は確かに違法行為の撲滅という観 三年前に高橋委員長がこちらにお招きいただい

そこのところを払拭して、証券マーケットという る。いろんな不信感、不透明感というのはある。 とか、さまざまな誤解もありますが、偏見もあ

入っていってもどうしようもないんじゃないか」

動は、皆様と心を一つにしてやっておりますの えるのであります」と述べています。私どもの活 ら見させていただいているわけである。そういう 面で、証券会社の利益のために行っているとも言

8

すし、常日ごろスタッフにも、我々は日本経済 基盤づくり、そのために貢献しているんだ、そ の、また、暮らしにとっても大事な証券市場の で、そういう御理解をいただきたいと思いま

### 激動の証券市場

(1) 事件」「カネボウ事件」「ライブドア事件」 許せない「情報を偽る事件」――「西武鉄道

場」ということでございますが、私が一昨年の七 に、堤義明被告に執行猶予つきで懲役二年六カ月 し、そこから西武鉄道事件が始まりました。委員 て、有価証券報告書の間違いをしていたと公表 ようかと思っておりました途端、一○月に当時、 月就任をいたしまして、じっくり証取法を勉強し 会は去年、三月告発し、その後、去年の一○月 西武鉄道グループ総帥の堤義明氏が記者会見をし そこで、 まさにそういう中で、「激動の証券市

> した。これには粉飾の他、 ていたということで、これも告発されました。 見つけて正してくれるはずの公認会計士が関与し した。それから、カネボウもライブドアもうそを 日、ライブドアの強制調査に入り、先に告発しま 風説の流布等もありま

反事件としてインサイダー取引は今も昔も相変わ す。要するに、情報を偽る犯罪である。証取法違 以上三つの事件は全部一本の筋が通っておりま

くの投資家を騙す悪質なものです。

い粉飾です。近年どこの会社も途上国の追い上げ 例えば、カネボウは約八○○億円という物すご

もあって、生き残りに懸命で、自ら血を流してリ た。ところが、カネボウの場合は、経理を偽っ ストラ努力をやって、何とか生き残ろうとしまし

て、延命を図ったわけで、どこの血が流れたかと

飾決算事件。そして、今年の年明け、一月一六

続いて、去年の夏から秋にかけてカネボウの粉

の有罪判決が下りました。

9

らず出ておりますが、最近の大きな特色は、三つ

の事件に共通している情報を偽る犯罪。これは多

(2)す明暗とシステム対応 「ネット取引」「個人投資家」の増加がもたら

は今後も力を入れたいと私は思います。

罪は社会的影響が大きく、こうした不正の摘発に いうと、結局投資家の血が流れた。情報を偽る犯

第46巻第5号 にありますように、ネット取引によって個人投資

それから、二番目の激動でございますが、ここ

なかった板情報を、自宅のパソコンで、だれで く評価できることです。同時にプロでしか見られ も、全国どこにいても見れるようになるというこ 家の層が厚くなる。これは大変結構なことで、高

出てまいります。また、どんどん注文して、ま たどんどん取り消すようなことが重なってシス テムがもたなくなるというような原因にもなり

場合、個別のことはあくまでも一般論に置きか

りますと、これは講演になりませんので、多くの

コメントできません、今日もその調子でやってお

が発覚したんですが、見せ玉とかこういう問題が とで、後で申し上げますが、釧路でそういう事件

かねない。

それから、株式投資というのは、少しくらいは

覚もあります。別にそれがいけないとかなんとか に対して、瞬発力といいますか、まさにゲーム感 すが、ネット取引の中には、画面に出てくる数字 トにとって一体これはどういうことになるんだろ 言うつもりではございませんけれども、マーケッ 会社の業績とか将来性を勉強するのが普通の姿で

が、私どもの場合は非常に厳格なことをやってお うかという危惧を私は持っています。これは別に りますので、公式的には、個別の問題については 監視委員会が言うことではなく個人的な見方で ちょっと最初にお断りするのを忘れたんです 10

र्वु

(3)

金融ビッグバン・外為改革と事後チェック型

え、また、個人的な見解ということに置きかえて お話を続けますので、ちょっとお断りをしておき

ます。 そういう事件が起こらないように御協力をいただ もは非常に注目をして、皆様方にも、見せ玉とか それはともかく、ネット取引というものに私ど

いています。

さらにもう一つの問題は、こういうネット取引

うですが、どうして次から次へと、新しいものが ました「金融ビッグバン」の影響が大きく出てい 改革ではなく一九九六年に橋本内閣が提唱いたし 出て激動しているかということです。 これは小泉 まいります。それから、特にライブドア事件もそ も、手数料の自由化とかそういう問題が関連して

ると思います。

が非常に強く働きました。普通は、国内の銀行、 ナー」と言われましたけれども、外為改革、これ 実はこの金融ビッグバンの 「フロントラン

それでやおら外為改革、門戸をあける。これが一 般的なやり方ですが、日本は逆なんですね。九六 証券、保険、ここを自由化して体質を強化して、

グバンが提唱され、翌月、一二月に、外国為替審 年の一一月に、橋本総理指示という形で金融ビッ 自由化の答申をまとめたわけです。つまりまず、 議会の法制特別部会というところで、外為の完全

う追い込む荒療治だったのです。 部会長は、この例会でもおなじみの、かつてのプ の一人でしたので、この件では責任もあります。 外為を自由化し、国内を自由化せざるをえないよ 私も当時、外為審の委員で完全自由化の急先鋒 11

ラザ合意の財務官であった大場智満さん、それか

公認銀行の特権を失うわけですから。しました。それはそうですね。「為銀」、外国為替ました。これは相当もめまして、銀行は難色を示ました。

ら、部会長代理は、またこの例会でおなじみと思

でございます。しかし、自由化は帰らざる河であ

いますが、東京大学教授の神田秀樹さんでござい

を表している。 一大ので、行政に責任が持てないと言うのでできないので、行政に責任が持てないと言うのでできないので、行政に責任が持てないと言うのでできないので、行政に責任が持てないと言うのででは、事前にいろんなチェックものでは、事前にいろんなチェックものでは、事前にいろんなチェックものでは、事前にいろんなチェックものでは、事前にいろんなチェックものでは、事ができ、実は事務局である大蔵省の国際金融を表している。

まさにライブドア事件も、いろんなとらえ方がりしようがないじゃないか。ともかくも、日本は害が来たらその都度事後的にチェックしていくよる。もう賽は投げられた。だから自由化して、弊

が凶器に転じていました。金融ビッグバンによっやった株式分割に限って言うと、過度に株をつりあの当時適法であったんですが、あの事件の中であの当時適法であったんですが、あの事件の中でまさにライフドア事件も、いろんなどらえ方が

チェックばかりでありますと、後追い後追いでど、制能が働いたから摘発できたのです。ただ、事後が凶器に転じていました。金融ビッグバンによっが凶器に転じていました。金融ビッグバンによっかが凶器に転じていました。金融ビッグバンによっかった株式分割に限って言うと、過度に株をつり 12

外取引であるとか、想定外のことが起こったわけ

か、経営支配をねらった早朝の立会外取引、

時間

うしようもないので、今金融庁を中心に有識者の

うなことになって、株式の一○○分割であると

の後、日本の証券市場でも一時は何でもありのよけです。そんな荒療治をやったわけですから、そ

懇談会等を通じて、金融ビッグバンに伴ういろん てできるだけ事前に、余り過剰な規制はいけませ な問題点についても議論しています。 それによっ

なっています。 背景に証券の世界は激動し我々の役割も一層重く 意識も相当変わってきています。そういうことも ということです。それに加えて、日本でもM&A んけれども、是正すべきところは見直していこう 三、ライブドア(LD)事件と

## 監視委員会の果たした役割・課題

ましたけれども、あれだけ脚光を浴びますと、中 で、私どもにとりましても大変大きな教訓があり その中で起こりましたのが、ライブドア事件 調査の流れ――緊密な検察との連携

には事実誤認に基づく報道もありました。

「本格調査」 に入ります。 ライブドア事件につい

ずに地検が動いたのはどういうことなんだ。一 体、監視委員会は機能していなかったのではない か。」こういう指摘です。 察庁が動くのが普通なんだけれども、それを待た なら監視委員会がきちっと検察庁に告発して、検 その最たるものが、「ライブドア事件は、 本来

す。このレジュメの一ページに図解がございます ているか。今回はいろいろ誤解が蔓延しましたの ね。犯則事件、刑事事件、どういうぐあいにやっ これは、現場を知らないとんでもない間違いで

で、説明のためにこういうのを出しています。最

すが、いつ、だれが、どこで、どういうことをし 三年ぐらい前から私どもはチェックしていたので していけるのじゃないかということになると、 たという「基礎的な調査」をします。刑事事件と 初は「情報を収集」する。ライブドアの場合は、

例えば非常に大きな事件、西武もそう、カネボウ

発ということになりますが、ケースバイケースで

そのまますっといける場合は、任意の調査で告

うって告発するんですか? そしたら、その途端

はそうでしょう。ライブドア事件をやりましょ をしたらとんでもないことになってしまう。それ

に証拠も消されてしまう。

私は赤穂浪士の討ち入りに例えるんですが、大

格調査に入りました。

東京地検特捜部と私どもと、一緒に共同作業で本

て言えば、去年の秋から一二月くらいにかけて、

待たずに検察が動き出した。」こんなばかなこと

もしかり、ライブドアもしかり。これはいきなり

第46巻第5号

て、※デーに合同で「ガサ入れ」と言うのですが 強制調査、家宅捜索に入ります。ライブドア事件 できる部分は密かにやりまして、見通しをつけ

では、一月一六日であったわけです。その後、逮

受け、検察庁が起訴するというのが大事件のパ 捕、取り調べ等を経て最終の場面で我々の告発を ターンです。告発はするんだけれども、もう最後 の仕上げの場面なんですね。

我々が告発するんじゃなくて、検察とともに内偵 石内蔵助が一体討ち入りをするのかしないのか、

図面を入手したり、吉良の日程を調べたり、完璧 たりしている。ところが、その間に密かに屋敷の よくわからない。 しないんじゃ ないかとも思わせ

た。つまり強制調査に入った。もし事前に告発し に事前の準備をして、ある日突然討ち入りをし

ている。失敗の巻です。

ところが、 御批判というのは、「我々の告発を

別調査課というところがこういう事件をやるわけ 我々は検察庁とは切っても切れない関係で、特

吉良上野介はもぬけの殻でいない。証拠は消され て、予告なんかしたら、入ったときには、恐らく

14

ですが、検察から来ている数人の検事が凡そ百人 のスタッフを指揮、指導しています。

ちょっと褒め過ぎで、その水準にはまだいってお 監視委員会は、その妻千代であるというのは 東京地検特捜部は、いわば山内一豊である。我々 ですから、NHKの大河ドラマに例えますと、

いるのは事実です。ですから、特に大事件の場 りませんけれども、かなりの程度女房役をやって

合、刑事事件としてどう切り取るかは、東京地検

にやってもらうしかありません。しかし、いろい

我々には専門家がいっぱいいるわけで、双方が夫 ろ積み重ねたデータ、分析力、この辺になると 婦のように各々の持味を生かし協力し合っている

(2) 定員の現状

のです。

そこでそうした我々のマンパワーですが、委員

会と地方財務局あわせて、、スタートしたときは

たが、今年度予算ではまた増えて五六九人。発足 二〇二人でした。これが先ほど五五五と申しまし

時の三倍近い増強で、行革の中、ありがたいこと

です。

委員会の三百人余りの内、法曹界から、

裁判

認会計士もおります。民間の専門家。まさにこれ 官、検事、弁護士が来ております。それから、公 は皆様方の証券会社を脱サラして、あと残る人

う、そういう立派な志を持って、私どもの強力ス

た、デリバティブとかシステムの専門家もいま タッフになっている元証券マンもおります。ま

す。そうした各界の専門家をあわせて、大体九○ 名でございます。それから、国税からマルサの経 験者等がきております。あとの半分が、旧大蔵省

証券局あるいは地方の財務局、金融庁等の行政官

生、国家のために、お国のために尽くすんだとい 15 えないのです。

です。

が、大分血が入れかわりまして、すごい専門家集 団になっています。でありますから、わがスタッ 省証券局の行政官を中心にスタートしたんです フの力、これは検察も大変頼りにしていると思い そういうことになっておりまして、最初は大蔵

に、我々が機能せず検察が独走することは、あり と連携をしているわけで、一部に指摘されたよう ます。お互いに力を出し合いながら、緊密に検察

金融担当大臣も介入できません。

本会議できちっと名前が言われて、同意をいただ ありません。国民の代表である国会、衆参両院の 人の委員でございますが、これは役所の人事では パンフレットにあるように、委員長と私ども二

すが、「その意に反して罷免されることはあり ません」。 なくて、法律(金融庁設置法)に書いてありま く。その上で総理大臣が任命する。それだけでは

これはできないんです。我々を罷免できるのは、 「どうも今の委員会厳し過ぎる。人を替えろ。」

行」、 例えば刑事事件を起こすとか、 よほどのこ とがない限りは罷免できない。日銀総裁並みの独 心身がどうしようもなくなった。あるいは「非

立した身分が保障されています。

んではないかとか、そういうことを言う人がいま しかし、そうは言ってもいろいろ圧力がかかる (3)

さらにまた、ライブドア事件で、我々の独立性 「独立性」

云々ということが一部言われましたが、予算とか

よろしいかと思います。しかし、業務は独立し、 か、金融庁に大変お世話になっていると言っても 人事につきましては、金融庁が握っているという

ています。 か大事なことで圧力がかかったなんというのは やっております。前先輩の委員に聞いても、 全くそういうことはございません。伸び伸びと すが、私が就任して一年九カ月くらいですが、 一度もないということです。独立性は確保され

(4) 「強力な権限」

が薄いんではないかというのですが、これも非常 に誤解がございまして、資料で対比していますが アメリカのSEC。アメリカは行政も監視も全 それから、 一部に権限がないではないか、 権限

で、SESC、「S(Surveillance)」が入って

部一緒ですので、証券取引委員会(SEC)

ですが、我々は監視部門に特化しておりますの

います。 この内、日本のSESCには、先ほど言った強

> が、向こうはない。では、どうしているかという す。アメリカのSECにはこの権限がないんです と、いろんな事件を調べて、これちょっと問題だ ね。それから、刑事告発権限は私どもあるんです

制調査、「臨検・捜索・差押え」 の権限がありま

何

ということです。 「transmit」と書いてありますね、 送付するだけ ただし、アメリカSECには、民事制裁金であ

からやってくださいということで、ここに

体的な処分権限とか、相当強いものを持ってい るとか、いろんな規則制定権とか、営業停止等具

の場合は、我々は勧告をして、それを受けて、金 る。我々はない。ないんですけれども、行政処分

融庁に処分をしていただいています。これは物の

考え方ですが、我々はアメリカSECにない権限 を持っています。その上にSECにあるものをど

んどん持たせたら、ものすごい権力を握ることに

17

なるわけで、そういうことが本当にいいかどうか という問題だと私は思います。

それから、規則制定権がないというんですが、

建議ができる。後で申し上げるかと思いますが、 最近どんどん意見を建議しており、それを政策に

かにあったんですね。私どもの組織について、 反映していただく。こういうことでございます。 もっとも、今までは権限が足りなかった点、確 ょ

んなお話しを聞きました。

監視委員会は三つばかり足りなかった。 守備範

くわかっていらっしゃる方から軍隊に例えて、こ

ころが、「守備範囲」については、 狭いと後ろか 囲が狭い。武器が足りない。兵隊が足りない。と

ジャー、有価証券報告書のチェックとかいろいろ らやられてしまいますが、最近、ディスクロ な権限が来ましたので、かなり守備範囲は広がり

ました。

別調査課、この特別調査課が刑事事件をやるとこ

りちょっと迫力あって、大砲ほどではない。いわ 行政的な処分を求めるのが小銃とすれば、小銃よ それから、「武器」は、刑事告発するのが大砲、

ば機関銃くらい。機関銃はなかったんですね。と

いますが、課徴金という機関銃がスタートして、

何かというと、課徴金も一種の行政処分ではござ ころが、最近機関銃を持たしてもらった。それが

実際にうち始めています。

それから、「兵隊」が足りないというのは、先

18

組織は、行革の折、減らされている中でむしろ、 ほどちょっと数字をお示ししましたように、

**(5**) 「組織」

ありません。資料にあるように、総務検査課と特 大幅に増えています。 組織につきましても、今事務局は二つの課しか 国の

今年の七月から、室が全部課になりまして、二 が関でも相当異例ですが、予定どおりですと、 るんですが、一人の課長のもとに二○○人もい て、こんなに室がたくさんある。こういうのは霞 ろですね。総務検査課がその他いろいろやってい

問だと思います。

ろんな面でこの時期配慮をしていただいている 課が五課体制になる。課長さんが二人しかいな わけです。 かったのが一気に五人ということですので、い

ु ें

算と人事につきましては連携をしながらやってい らなきゃいけない。今は金融庁と付かず離れずと るわけです。こういう予算面とか組織面とか、い いうんですが、完全独立しますと、全部一人でや 正取引委員会のように国家行政組織法三条機関と いいますか、業務的には完全に独立しながら、予 定員・組織等について考えてみると、もしも公

> すから、もし完全独立でやっていたら、ここまで の組織になれたかどうか、個人的にはちょっと疑 面に出て獲得していただいているわけでございま

(6) さらに定員と人材の拡充について申し上げま 定員 (量) と人材 (質) の拡充

ているとはいえ、どんどん権限が増えてまいりま 定員につきましては、格別の御配慮をいただい

すから、本当に足りないくらいですので、増や も、人を増やせばこと足りるという問題ではあ していただくにこしたことはありませんけれど

持っております。今まではともかく、これからが 動きを見て、私どもは非常に深刻な危機意識を むしろライブドア事件をはじめ、 一連の最近の りません。

ろんな面で金融庁と相談をしながら、金融庁が前

何が出てくるかわからない。

でありますから、我々はまず大事なことは、組

ジ何号とかいっぱいありまして、さらにまた、 業組合ですか、チャレンジャー何とかとサルベー るぐる回ってまた還流してくるとか、これから非 港だ、スイスだ、バージン諸島だとか、お金がぐ いろんな新しい、例えばライブドア事件、投資事 大変だ。これまでのようなやり方では、これから ています。

されなければいけない。金融ビッグバンに伴って 常に高度な手口の込んだ犯罪というのは十分予想

武器もいただいているわけです。まずそれで、と 織いじりとかいうことでもない。先ほど申し上げ にかく実績を示す。それを示すのを待たずに直ち たように軍隊に例えましたが、強力な権限体制、

思います。

に組織いじりとか、そういう問題ではないと私は

(7) 監視機能強化へ「5K」努力

取りまして、五つの「K」で努力すべきだと考え 化する。そのために、これは委員会で統一したわ けではございませんけれども、私なりに頭文字を それでは、何をやるかというと、 監視機能を強

情勢に向けて、「危機意識」というK。我々は を初めとしてスタッフに呼びかけているところ 危機意識を共有しよう。これはもう既に委員長 一つは、今申し上げたように、こういう新しい

問題もございますが、例えばアメリカのSEC等 普通の研修メニュー等、当然ございますが、そう 鑚」だ。つまり自己啓発。それから研修。研修も でございます。そのためには何をするか。「研 に人を送って、長期滞在して勉強して帰ってくる いうことだけでなくて、向こうの受け入れ体制の

とか、そういう研鑽努力によって、まずは高度な

20

ございます。その「機動力」というKを発揮し 我々は各界から集まった専門家の壮大なる集団で が養おうということでございます。 れがないといけない。そういうのをお互いみんな 経験に裏づけられた、どこかに感性、直感力、そ 性」ですよね。これは、これおかしいじゃない ではなかなか核心に至らない。そこは長い研鑚と かっていろいろ調べるんですが、知識があるだけ 専門性。「高度」というK。それと、豊かな「感 そして、先ほど申し上げましたように、まさに

用と監視機能の強化です。

一つの悩みは、寄り合い世帯なので、人によっ

ざいまして、それはそれで議論したらいいと思う んですが、当面の最重要課題は、マンパワーの活 組織の見直しとか日本版SEC論とかいろいろご いずれは、将来の投資サービス法もにらんで、 るわけです。

らお返しするとか、これは人事でございますの ることができないケースもあります。三年たった ては、我々のところへ来た方を一生ここに拘束す 21

て、少しづつですが、そうした問題が改善されつ て、できるだけ経験者、そのためには専門職制度 つあります。これからさらに工夫をいたしまし がありますが、委員会の年数が経過するにつれ

我々の組織は、こういうことで、より向上させ

も共通のテーマかなと思いますけれども、特に

ていかないといけないと改めて決意をしてい

とかいろんなことも将来の検討課題として議論す

この5Kは、必ずしも私ども監視委員会だけじゃ

組んで機動的にやるということです。もっとも、 て、いろんな事件に相応して、いろんなチームを

なくて、皆様方の会社、すべての企業について

でである。 で、国家のために、あと残る人生頑張ってくださ で、国家のために、あと残る人生頑張ってくださ で、国家のために、あと残る人生頑張ってくださ で、国家のために、あと残る人生頑張ってくださ で、まさに皆様方証券

証券不況のころは大勢いらっしゃったんですが、最近はどうもボーナスもよろしいようで……が、最近はどうもボーナスもよろしいようで……が、最近はどうもボーナスもよろしいようで……をおけな環境づくりをやっていますので、ぜひ私どもにもお力をお貸しいただきたいと思うわけでごもにもお力をお貸しいただきたいと思うわけでごさいます。

## 何をしているのか?四、「証券取引等監視委員会」は

す。 さて、だんだん時間も迫ってまいりましたので さて、だんだん時間も迫ってまいりましたので さて、だんだん時間も迫ってまいりましたので さて、だんだん時間も迫ってまいりましたので さて、だんだん時間も迫ってまいりましたので す。

す。「インサイダー取引」、これは古典的な犯罪なましたように非常に力を入れているということで度お話しいたしました。次に監視の対象として度お話しいにしました。次に監視の対象として

んですが、いつの世にもありますね。

が見られるわけです。それに、肩書が、何々課 ざいますが、登録漏れとか、一部にそういうもの 員とか幹部職員、管理職ということでしょうか ちょっと申し上げておきたいのは、かなりの程 例の内部者登録ということで、上場会社の役 証券会社の方でチェックできるのでは 内部者登録としてチェックができるわけでご

すが、どうしたらいいか。 りは、日本証券業協会とも関係してくると思いま なんかをめぐって混乱もあるようです。このあた かわかりにくいということで、内部者登録の基準 長、何々部長だとわかりやすいんですが、何とか マネジャーとか、これがどのくらいのポストなの

> 続をするとき、勤務先などを書いていただけます かねないので、ここら辺をどうするか。口座の手 しまうと、これまた事務的に過大なことにもなり んですけども、そういう問題もあります。 ので、いろんなチェックの仕方があろうかと思う

例えば上場企業でありますので、上場企業とい

ない

うことになると取引所。取引所が基本的なデータ やり方もあるのではないかとか、いろいろ意見も き続き重要でございます。 あるようですが、インサイダー取引への対応も引 ベースをつくって、それを各社が共有するという

ちに、買うつもりもない買いを無理やりバーン と入れたりすると相場が動いていく。これはお オの会社員が独学でパソコンでやっているう 発をいたしました。 これは釧路にいる平凡な四三

それから、「相場操縦」。これは一昨年に刑事告

ろが、一般社員まで内部者登録という制度にして

もしろいじゃ ないかということで、これはまさ

おありのようで、一般社員が多いんですね。とこ イダー取引について、役員の方はある程度自覚が

それから、私どもの現場からみますと、インサ

います。 変衝撃的な事件でしたが、去年十二月、有罪判

だけでは犯罪を構成しませんので、そこら辺が難 が、見せ玉といいましても、注文して取り消した 決(懲役一年六月・執行猶予三年)が下されて しいところです。しかも、皆様方証券会社も非常 その後同じような事件は表面化しておりません

だいて、大変御協力いただいているわけですが、 言ったように注文先を分散しますから、なかなか 個別の証券会社でそれぞれ気をつけても、さっき

に気をつけられて、いろいろ御注意もされていた

大変です。これは東証の売買審査とか、我々も目

ています。 を光らせていまして、新しい問題として力を入れ また、ネット取引は非常に文明論的にも象徴的

な話でございまして、一人一人の「個の時代」と

すね。今度、目立たないように証券会社をあち

こち分散して、何百万円かもうけてしまった。大

社から注意されました。「あなた、そんなこと

をやるとだめだよ。」そこでへこたれないんで

に相場操縦、見せ玉をやったんですが、証券会

がマスプロダクションで一律的なものをつくって いいますか、電気製品でもそうですが、メーカー

売ればみんな買ってくれたという時代から、今は

逆にメーカーを動かしている。ネット取引はこれ 消費者が主役になっていろんなニーズが生まれて

ろ書いてありますが、このように仕事がいろいろ 次に「監視体制」ということで、ここにいろい せるものがあります。

増えております。三つに分かれます。「取引審査!

と「検査」。それから課徴金や刑事事件の「調査

「取引審査」というのは、 病院に例えますと、

です。

とやや似たところがあって、時代の変化を感じさ 24

事実が絡んでいる銘柄等は大体審査をしており事実が絡んでいる銘柄や投資判断に影響する重要目を集めているということは余り言えないのですが、大いに株価が変動したり、非常に世間の注が、大いに株価が変動したり。具体的に何をいりは血液検査とか基礎的な部門ですね。毎年七いわば血液検査とか基礎的な部門ですね。毎年七いわば血液検査とか基礎的な部門ですね。毎年七いわば血液検査とか基礎的な部門ですね。毎年七いわば血液検査とか基礎的な部門ですね。毎年七いわば血液検査とか基礎的な部門ですね。毎年七いわば血液検査とかを表情である。

儲かったと言われています。結局、理論的にはど

に反響の大きい問題でございます。 ります。MSCBは、私も全国各地講演して非常でいきますと、MSCBについても審査をしてお

私はこういうぐあいにお話ししているんです

ポン放送・フジテレビの買収攻勢の軍資金とし円。ところが、当時ライブドアの堀江社長はニッる市税収入(市民税・固定資産税等)が八二〇億ね。熊本市が一生懸命六五万市民から一年間集め

て、外資系の証券会社にMSCBを出して、あっ

この証券の恐ろしいところであり、すごいところという間に八○○億円調達してしまった。ここが

外資系証券会社も、報道では一五○億円くらいです。

題も絡んでくるわけです。化。それに加えて、貸し株だ、空売りだという問かということですが、そういう株主利益の希薄こにしわ寄せが行くかというと、投資家ではない

し、透明性ですね、ディスクロージャー、もっとて、規制をするのはおかしいんじゃないか。しかどでもいろいろ議論になっております。といっこのままでいいのか? 既に金融庁の懇談会な

務の中でこういう取引審査はますます重要性を増す。MSCBは、ほんの一例ですが、私どもの業とかいろんな観点から目を光らせているわけでこれを何とかできないかとか、私どもは相場操縦

しています。

に人気があるんですが、私どもは全神経を払って 検査をしています。お買いになるお客様がくれぐ 今脚光を浴びております毎月分配型投信も非常

れも大変な誤解のないように、きちっと説明をし ているか? そこら辺も目を光らせています。

それから、「証券検査」。これは人間ドックのよ

ンスの意識も改善され、法令違反も是正されつつ

けですが、大ざっぱに申し上げて、コンプライア うなもので、悪いところがなくても検査に入るわ

いと思います。

人を配置するとか、危機意識を持っていただきた

あり、皆様の御努力に敬意を払いたいと思うんで すが、一部に何度検査に行きましても、また同じ

す。 こうなると、これはまさに経営トップの問題で

間違い、法令違反をするというところがありま

あっても、これからどういう問題が出てくるかわ ございます。また、ちゃんとやっているところで

> が、例えば将来会社の大幹部になるような優秀な は、私ども検査に入って、よくこういう人を充て す。特にコンプライアンスの責任者につきまして ているなとあきれることがあるわけでございます は、今経営にとって非常に大きな課題でございま かりません。このコンプライアンスということ

すから、マスコミにも出ます。それから、勧告ま でいかなくても、問題点の指摘については、例え

それから、「勧告」 は会社名を含めて公表しま

26

ジに出しますので、時々ご覧いただいて、自社も れは会社名は出しませんが、私どものホームペー 用をいただきたいと思います。 こういうことがないように、他山の石として御活

それから、「課徴金」につきましても、 先ほど

ばこういうこともありましたよということで、こ

を が熱い がきいりで、これから軌道に乗ると、いろんな面で をいうことで今どんどん成果を をいうことで今どんどん成果を をいうことで今どんどん成果を をいうことで今どんどん成果を をいうことが出されています。これはまだ出発して自 でいうことで、「告発」。一〇件 でいかりで、これから軌道に乗ると、いろんな面で ました。発足当初、毎年一件あるかないかと比べ ました。発足当初、毎年一件あるかないかと比べ ると、相当力をつけておりますが、まだこれで十 ると、相当力をつけておりますが、まだこれで十 ると、相当力をつけておりますが、まだこれで十 ると、相当力をつけておりますが、まだこれで十く のの発的訂正が出されています。 については四〇件く のの発の訂正が出されています。 ました。発足当初、毎年一件あるかないかと比べ ののでありますが、まだこれで十 のとはいえません。「勧告」については四〇件く のとはいえません。「勧告」については四〇件く

起こり得るわけです。そこで情報管理を厳しくするわけですから、これに伴うインサイダー取引も要調査では、わざわざインサイダー情報を説明す

業協会等の「自主規制機関」、「金融庁」さらに議もしています。さらに、我々は、取引所、証券両罰規定、つまり監査法人の刑事責任も求める建監査法人の刑事罰はありません。そこで、これの監査という建議です。

# 新展開と課題五、新体制入りした「監視委」の

海外当局」との連携もとりながら、やっています。

27

ごとに大きな目標を掲げてやっております。一うのは、私ども委員は一期が三年ですから、三年次に、「新体制入りした『監視委』」。新体制とい

の四月に入りまして、プレヒアリング、事前の需

ですが、見せ玉への課徴金の適用とか、後ということでございます。 それから、

最近はこ

七月に出しました新しい基本方針等、大体今まて、このパンフレットの付録として、一昨年の昨年の七月から新しく第五期の体制に入りまし

でお話ししたような重点事項が掲げてあります。

応していかなきゃいけないということで、人員的とでこれまでにも申し上げた新しい仕事を整理しとでこれまでにも申し上げた新しい仕事を整理しまた、このレジュメで「権限の拡大」というこまた、このレジュメで「権限の拡大」というこまた、このレジュメで「権限の拡大」というこ

(参考)権限の拡大

いています。

にもこのように大幅増加でバックアップをいただ

105・4~「課徴金制度(不公正取引等)」104・12~「銀行の証券仲介業」

為証拠金取引を行う金融先物業者の検査」業検査」「有価証券報告書等検査権限の移管」「外20・7~ 「検査一元化」「投信委託・投資顧問

,05・12「課徴金(有価証券報告書等)」

取引法案等)と我々の立場版SEC・FSA論・金融商品六、監視体制をめぐる議論(日本

す。この八番目に非常に微妙な書き方をしており サービス機構(FSA)のような形にしたらどう サービス機構(FSA)のような形にしたらどう かとか、いろんな意見が出てはおります。おりま かとか、いろんな意見が出てはおります。おりま などうかといいますと、自 でしたらどう でしたらどう

あっこ。 融サービス法制に相応しい市場監視体制のあり融商品取引法の改正の後に検討される包括的な金討を行う」としてあるんですが、その前に、「金まして、 監視体制について、「速やかに真剣な検

サービス法制というのが将来また検討される。そというのが、今国会に提出されて議論になっていまと、金融商品取引法、通称「投資サービス法」すと、金融商品取引法、通称「投資サービス法」っまり、どういうことをいっているかといいま

いきたいということです。

からの新しい法制も睨みながら、それに相応しい議論をしないというわけではありません。これ

ようということではありません

ういうことも睨んで監視体制も検討していこうと

いうことですから、今すぐがらがらと組織を変え

視機能のさらなる強化に向けてもう一段頑張って材の養成、獲得、そういうものに力を入れて、監増やしていただいて、いろんな各界の人も来てい境やしていただいて、いろんな各界の人も来ています。我々の立場は、今の監視体制の強化、つます。我々の立場は、今の監視体制の強化、つます。我々の立場は、今の監視体制の強化、つます。我々の立場は、今の監視体制の強化、つまり、改めているということでございま

## 自己責任、そして投資教育七、結び――個人投資家保護と

投資家保護に全力を尽くしますよ、しかし、自己ているメッセージでございまして、ここには個人もが毎年出している年次報告で、心を込めて載せすが、資料2の「個人投資家の皆様へ」は、私どすといいので、

く考えて勉強してくださいということで、全国を

角度からも、証券取引、投資のあり方をさらによ

を言っています。 責任ということも自覚してくださいよということ

ただし、自己責任といいましても、日本人の一

すが、子どものころからの投資教育というのが大 般の投資家はまだまだそこまでのレベルにいかな **い人も大勢いる。そういう意味で、大人もそうで** 

がやることではございませんけれども、私どもの きな課題になってきています。これは直接私ども

後に申し上げておきます。

資教育が大事になってくるだろうということを最 講演行脚しているのもその一つです。これから投

たが、これで一応講演は区切りをつけて、御質問 おわりに、ちょっと駆け足になってしまいまし

をいただきたいと思います。 どうも御清聴ありがとうございました。(拍手)

> 高橋理事長 員会のお仕事あるいはその問題点の対応等につい 水城委員に大変懇切丁寧に、監視委

意見なりあるいは御質問等ありましたら、ぜひ御 おっしゃっていただいていますので、この際、御 てお話をいただいたかと思います。委員からも

水城
どうぞ何でもお気軽にお聞きください。 発言をいただきたいと思います。

ていただいていますので、どうぞお気軽に御発言 りいただいていますけれど、せっかくおっしゃっ 高橋理事長 今日はいつになく大勢の方にお集ま

質問者 二点ばかり御質問をさせてください。

をいただきたいと思います。

の二点でございます。 つは空売り規制、もう一つは最良執行ルール、こ

平均が七六○○円をつけるところで導入された 空売り規制というのは、ちょうど三年前、 日経

ルールなんですが、その後これだけ相場も回復し

30

証券取引等監視委員会 (SESC) すと、出来高の少ない市場取引がどんどん少なく るケースが多いかと思うんですが、それが進みま る。すなわち、出来高の多い市場の方を選んでい 行ルール、重複上場銘柄については、よりベスト 問を一つ持っている。 性といいますか、まだ意味があるのかなという疑 が。これだけ戻ってきた中で、空売り規制の実効 証券会社が流動性の高い市場を最良執行市場とす ておりますが、私の理解するところでは、多くの ですけれども、自律反発かなとは思っております 規制があったから相場が戻ったとは思ってないん な市場での執行をやりなさいというルールができ 二点目は、昨年の四月に導入されました最良執

> そういうところを通じて大いに議論したらいいと いて、今のところこれという意見を言う用意はご 思うんですね。私どもとして特に空売り規制につ るかどうか、それはよくわかりませんけれども、 しておりますが、これは今マーケットをめぐっ 思います。 て、金融庁の懇談会や何かでもこれから議論にな 水城 空売り規制については両論あることも承知 ているのか、その辺のことを教えていただけばと から、実効性についてどのようにお考えいただい

ておりまして、私自身は個人的には、この空売り

す<sub>。</sub> 今事務年度の検査重点項目の一つになっておりま わせていろいろ中身を少しずつ変えておりまし してやっております。これは毎年、そのときに合 それから、最良執行につきましては、私どもの

のなのかどうか。投資家保護とかいうような観点 ないかと思います。それが発行体の意思に沿うも なって、一つの市場に集中することになるんじゃ

て、今の御質問に直接答えるだけの材料はござい

ざいませんけれども、そういう問題かなと思いま

どんどんお寄せいただければよろしいかと思いまませんけれども、いろんな機会を通じて御意見を

**व**ुं

かございませんでしょうか。 高橋理事長 ありがとうございました。ほかに何

がございましたけれども、そういう観点から、あゆる投資サービス法でそうなっていくというお話先ほどいろいろ検査の対象が増えるとか、いわ

すけれども、我が国で言えば証券業協会あるいはのが、かねて懸案としてあっただろうかと思いまいてもう少し整理したらいいんじゃないかという

は報告なりについて、自主規制機関との重複につトといったことも考えて、検査だったり、あるいるいは証券会社サイドのコンプライアンスのコス

かせいただきたいと思います。ついて、何かお考えなり御方針なりがあればお聞取引所等との検査、監視との重複のようなものに

いて、御報告もいただき、意見交換もしておりま関とは半期に一回くらい、委員会においでいただ水城(証券業協会とか東証、大証等の自主規制機

ざいませんので、そういった重複とかいうことはす。過重な事務負担をお願いするのが本意ではご

高橋理事長 どうもありがとうございました。ほれからも考えていきたいと思っております。

できるだけ整理するということも視野に入れてこ

かに何かございませんでしょうか。

講演会、これでお開きにしたいと思います。 それでは、時間も過ぎておりますので、今日の

ございました。(拍手) 水城委員、どうも大変貴重なお話をありがとう

(みずしろ たけひこ・証券取引等監視委員会委員)

記録で、文責は当研究所にある。「本稿は、平成一八年四月二六日に行われた講演会の)

### いま証券が熱い一証券取引等監視委員会(SESC)の役割一

### 水城武彦氏

略 歴

昭和38年3月 早稲田大学法学部卒業

昭和38年4月 日本放送協会 入社

昭和58年7月 報道局経済部副部長

昭和60年7月 NHK 解説委員(経済担当)

平成16年7月 証券取引等監視委員会委員

### (レジュメ)

平成18年4月26日 日本証券経済研究所 「資本市場を考える会」

### "いま証券が熱い"

### ---証券取引等監視委員会(SESC)の役割---

証券取引等監視委員会 委員 水城 武彦

- 1. なぜ「証券取引等監視委員会(SESC)」なのか?
  - (1) 証券スキャンダル → '92 年(平成4年) 7月発足。14年目。 監督・コーチ(大蔵省)とアンパイア(監視委)に分離
  - (2) もっと大きな背景に日本経済の歴史的転換期 「貯蓄から投資へ」(個人資産)「間接金融から直接金融へ」(経済活性化)
  - (3) ペイオフ時代の中で証券の 「魅力」と「公正」が車の両輪
- 2. 激動の証券市場
  - ・「西武鉄道事件」「カネボウ事件」「ライブドア事件」 許せない「情報を偽る犯罪」
  - ・「ネット取引」「個人投資家」の増加がもたらす明暗とシステム対応
  - ・金融ビッグバン( '96 橋本内閣提唱)・外為改革と事後チェック型行政 -------新商品や新取引形態の出現、「M&A」意識の変化
- 3. ライブドア (LD) 事件と監視委員会の果した役割・課題
  - ・調査の流れ 緊密な検察との連携
  - ・「独立性」「強力な権限」「組織」
  - ・ 定員(量)と人材(質)の拡充
  - · 監視機能強化へ「5K」努力

「危機意識」を共有、「研鑚」で「高度専門性」と「感性」、「機動力」の発揮

- 4. 「証券取引等監視委員会」は何をしているのか?
  - (1) 監視委員会の全体像・組織系統図
  - (2) 監視の対象=「ディスクロージャー違反」「インサイダー取引」
    「相場操縦」「風説の流布」「一任勘定」「不当な勧誘」etc.
    見せ玉 (衝撃的な釧路・会社員の波紋)
    監視体制 = 「取引審査」「証券検査」「課徴金調査( '05.4 月から)」
    「有価証券報告書等検査( '05.7 月から)」
    「犯則調査」+「一般情報」
  - (3)活動の成果 --- 「告発」「勧告」「建議」

(05.11.29 (見せ玉へ課徴金等) (16.4.14 (プレ・ヒアリング 情報管理)

- (4) 自主規制機関や金融庁、さらに海外当局との連携
- 5. 新体制入りした「監視委」の新展開と課題

(4) 12~ '05.7~ (1) 権限の拡大=「銀行の証券仲介業」「有価証券報告書等検査権限の移管」「外為証拠金取引」「課徴金制度」「検査一元化」「投信委託・投資顧問業」 '05.7~ '05

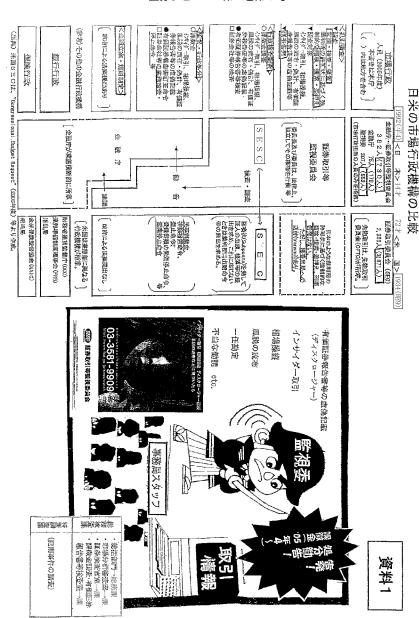
- (2) 最近の動き 新商品(デリパティブ・新型投信等)、IT化(ネット取引)、 クロスボーダー取引(シンガポールとの成功例)
- (3) 定員の増強と国民の理解

委員会 84+財務局等 118= 202 名 (平4年度スタート時)

318+ 251= 569 名 (平 18 年度) 内、法曹 (裁判官・検事・弁護士)・公認会計士・民間専門家=約 90 名

- 6. 監視体制をめぐる議論(日本版 SEC・FSA [英金融サービス機構] 論・金融商品取引 [投資サービス] 法案等)と我々の立場
- 7. 結び 個人投資家保護と自己責任、そして投資教育

### 証券レビュー 第46巻第5号



### 資料2

### おわりに(個人投資家の皆様へ)

市場の道原は、個人投資家の治療にとって、様々な投資リーズに応じた多様な議院販を提供し、機関的に判例をあらしませるものではありますが、その中国、こうした簡単やサービスの多様化により、それらの中から何を選びどう通用をしていくかといった投資判断をより難しくしている画もあるのではないかと考えられます。

近年においては、繁生なタイプの金融商品が個人投資家を対象に数多へ販売されるようになってきています。高度なデリバティブを組み込んだ複雑な原品もあり、一般の個人投資家にたって容易に理解し纏い商品もあるのではないかと思われます。

もちろん、金融商品を販売する監券会社等の側も、金融商品を勧誘する際には、その金融商品の海つリスクなど重要な商品性について顕客が超解やもるよう、十分な説明を行う「飯用資在」と、投資者の投資経験、知識及び財産状況等に限らして適切な勧誘を行う「適合性の原則」が求められています。 派式、完成委員会は、こうした「説明責在」や「適合性の原則」に欠けるような、既成委員会は、こうした「説明責在」や「適合性の原則」に欠けるような助認が行われていないかなどの拠点から監視活動を行い、個人投資家の保護に全力で取り組んでいます。

さらに、個人投資家の密模においても、自ちの練思で投資活動を行う以上、こうしたリスクや商品館を通際するための努力と責任が求められていると思います。

株式や演奏などの金融商品に接致されるに当たって、最も選要な考え方の一つとして、投資者自身がその責任を負う「自己責任原則」があります。投資効果変享受するのも損失・リスクを負うのも投資家自身であることを忘れてはなりません。

個人教演案の影響におかれましては、この点に十分に留無し、御音労たも数強制所を行うに際しては、商品性を認明したパンフレットを演業型のアドバイス等により、その金融商品の持つリスクやコストなどについて、必ず

ご自分で塑解し、今後、数々なリスクが発生した場合の対応も他頭においた 新郷できる金融商品を選択していただきたいと思います。

また、個人投資家の密築が投資指數を行うに当たっては、たとえば、建稿表示や課業をさせるような行為による物路や、開券会社等自身の利益を優先し、個人投資家の利益を優担するような初路を受ける場合があるからしたません。また、場合によっては、内部者吸引や相場操業なたのが別行為が行われていると振われるような場面に遭遇することも考えられます。ことに作業は、各国事件の需求、開発を指表も存在されるような場面に遭遇することも考えられます。

いらして結果は、第四事件の顕微、課教会顕貞や破損などの市場監視を行り場合の撮影として有効事が抱いによから、緊疫表質会では、個人投資医療には、近くのとする一般の方々からの情報を、価語、文章(ファクシミリを含む。)、 は12のとする一般の方々からの情報を、価語、文章(ファクシミリを含む。)、 最初又はインターペット年により成へ吸げ付け、措施的な活用に努めており 培す。

警線からの箭線は、戰砲委員会の監視指動に指用されることでより、市場における取引の公正の確保と投資者の信頼の保持に貢献し、ひいては個人投資家の皆様の利益にも資することとなります。不審な情報を入手した場合には、監想委員会に接極的な情報退供をしていただきますようよろしくお扱いいたします。

これまで紹介してきた活動は、個人投資家の皆額のご理解や既係名機図との緊密な連携による成果であるとともに、監視を買会の個々の機員の不断の努力の関や単位であると考えています。

直券市場を取り着へ環敷が不断に変化する中で、今後とも監視委員会は、 個人教育家の保護のため、証券市場の公正性に重大な影響を及ぼすような問 題に対して、これまで以上に厳正かつ的確に対応し、その与えられた役割を 果たしていきたいと考えております。 こうした活動により市場に対する信頼を確保することが、皆様の金融資産

こうした活動により<u>市場に対する信頼を確保することが、皆様の金融管産 運用の選択肢の幅を広げ、これによる新たな資金の流れが経済活性化の原動力になると確信しています。</u>

・証券取引等監視委員会の活動状況(平成 17 年 8 月)より(歩)---